

経済連携協定（EPA） 利用率の決定要因

— 関税削減と原産地規則を巡る議論 —

財務総合政策研究所主任研究官 水尾 佑希 / 研究官 野田 芳美*1

1 はじめに

2020年前半は、米中貿易摩擦をはじめとする保護主義の動きが過熱していたところに、新型コロナウイルスの感染拡大が経済社会に甚大な被害を及ぼすという混乱の時期であった。とりわけ、供給網の混乱や需要減がもたらす貿易の縮小、各国の自国優先主義による医療用品や食料品の輸出規制で、グローバル・サプライチェーンは大きな難局を迎えている*2。このような動きに対し、世界貿易機関（WTO）も、国際協調の欠如と世界貿易の分断が自由貿易の恩恵を損なうと危機感を募らせ、警鐘を鳴らしている*3。

今回の感染拡大の問題が発生する以前から、日本は自由貿易を推進する立場で国際協調を呼びかけてきた。政府の成長戦略（2019年6月）においても、「我が国は自由貿易の旗手として、質の高いEPA*4の締結、拡大を通じて、包括的でバランスの取れた、高いレベルの世界のルール作りの牽引者となることを目指す」と謳われている。GATT/WTO体制*5における多国間の関税自由化交渉が頓挫する中、自由貿易の鍵を握るのが地域的な貿易協定である。2000年代以降、アジアを中心とする二国間経済連携協定（EPA）や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）*6（2018年12月発効）、日EU・EPA（2019

年2月発効）といった広域EPAが、締約国間の貿易創出効果を狙って積極的に推し進められてきた。また、直近では2020年1月1日に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効しており、EPAがカバーする市場は益々拡大している。財務総合政策研究所刊行の論文集フィナンシャル・レビュー「現代国際社会における自由貿易に関する条約体制の諸相」（河野真理子 早稲田大学法学大学院教授責任編集）（2019年11月）*7においても、地域主義の拡大傾向が強調されており、EPAの増加が国際貿易・投資ルールの収斂をもたらす、戦後構築されてきた普遍的な条約体制に影響を及ぼすことが示唆されている。

このように、拡大する地域貿易協定の姿を多面的かつ精緻に捉えることは、国際経済を俯瞰するうえで不可欠であると同時に、制度を利用する企業にとっても、重層化するEPAをどのように選択し利用していくのが重要な課題となっている。本稿では、原産地規則及び関税マージン*8に特に焦点を当て、EPAの利用を左右する要因を分析した先端的な研究内容を紹介する。

*1) 本稿の内容はすべて筆者ら個人に属し、財務省又は財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

*2) 2020年4月現在、税関の国際機関である世界税関機構(WCO)が取りまとめている各国の医療用品の輸出規制には、EU27カ国を含む64カ国の規制がリストアップされている。

*3) "EXPORT PROHIBITIONS AND RESTRICTIONS"(WTO, 2020)

*4) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定を「自由貿易協定」(FTA)といい、FTAに加えて投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を「経済連携協定」(EPA)という。(外務省HP, 2020)

*5) 1930年代の不況後、世界各国が保護主義的貿易政策を設けたことが、第二次世界大戦の一因となったという反省から、1947年にGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が作成された（日本は1955年に加入）。GATTは、貿易における最恵国待遇等の基本的ルールを規定している。その後、貿易ルールの大幅な拡充が行われ、より強固な基盤をもつ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1995年にWTO（世界貿易機関：World Trade Organization）が設立された。この多角的貿易体制をGATT/WTO体制と呼ぶ。(外務省HP, 2016)

*6) Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)：環太平洋パートナーシップ（TPP）協定から離脱を表明した米国以外の国の間で、一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。参加国は日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11か国。TPP11協定とも呼ばれる。

*7) フィナンシャル・レビュー第140号 https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/fr140.htm

*8) 最恵国待遇（MFN）税率とEPA税率の差。

2 原産地規則とは

2.1 原産地規則の意義

原産地規則とは、物品の原産国、いわゆる物品の国籍を決めるルールのことである。例えば、EPAを締結した国からの輸入について原産地を特定せずにすべての関税を撤廃してしまうと、第三国が生産した貨物まで締結国を迂回して無関税で輸入されるおそれがあり、関税の削減・撤廃はあくまで締結国原産のものに限る必要がある。また、関税政策の一つである報復関税においても、報復関税をかけるべき国からの貨物であることが重要で、実際は第三国が原産地である貨物にまで同様に報復関税をかけてしまうと、その政策趣旨に反することとなってしまう。したがって、その物品の国籍を決めるルールが必要なのである。

このように、貨物の原産地を特定することは関税政策を執行するにあたって極めて重要な要素である。

2.2 原産地基準

原産地規則は、「原産地基準」と「原産地手続」から構成されている。このうち原産地基準とは、どのような物品に原産資格を認めるかという判断基準であり、基本的に次の3つの類型が用いられている。なお、本稿では、特にEPA原産地規則（EPA税率を適用するための規則）^{*9}について紹介する。

(1) 「完全生産品」：締結国において完全に得られ、又は生産される産品。たとえば、「生きている動物であって、当該締結国において生まれ、かつ、育成されたもの」や、「当該締結国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質」などが該当する^{*10}。

(2) 「原産材料のみからなる産品」：一方の締結国の原産材料のみから生産される産品。これは、最終製品に直接使用される材料はすべて原産材料^{*11}ではあるが、その原産材料の生産に非原産材料が使用されている場合を意味している。

(3) 「実質的変更基準を満たす産品」：非原産材料を使用して生産される産品であって、品目別規則^{*12}に定める要件を満たすもの。実質的変更基準は、最終製品の生産に非原産材料が使用されている場合でも、元の非原産材料から大きく変化（「実質的変更」）している場合には、最終製品に原産資格を認めるというルールである（詳細な基準については図表1参照^{*13}）。

図表1

ア	関税分類変更基準	産品の生産に使用されたすべての非原産材料の関税分類番号（HS ^{*14} 番号）が、当該産品のHS番号と異なる場合に実質的変更が起こったとする考え方。この変更には主に類の変更（2桁）、項の変更（4桁）及び号の変更（6桁）があるが ^{*15} 、基準を充足する難易度としては、この中では類の変更が最も厳しく、号の変更が最も易しい。
イ	付加価値基準	締結国内で生産される際に加えられた付加価値の比率をもって実質的変更の有無を判断する考え方。付加価値の計算方式は多様であるが、一般的な方式としては、（（産品の価額）から（非原産材料の価額）を差し引いた額）を（産品の価額）で除した比率が用いられる。
ウ	加工工程基準	締結国での生産工程において、非原産材料に特定の加工工程を行うことで実質的変更が起こったとする考え方。

また、EPA原産地規則においては、補足的規定として「累積」や「デミニミス^{*16}」などが設定されている。このうち、累積とは、EPA締結国間で、輸出国以外の国で生産された（1）材料又は（2）材料及び生産行為を輸出国のもののみならずことができる規定であり、（1）を部分累積（モノの累積）^{*17}、（2）を完全

*9) 原産地規則には、大別すると「特惠原産地規則」と「非特惠原産地規則」があり、前者にはEPA税率を適用するための規則（EPA原産地規則）とGSP税率を適用するための規則がある。一方、後者はWTO協定税率の適用や貿易統計の作成など、特惠適用以外の目的で使用される規則全てが含まれる。なお、EPA原産地規則は、EPA協定毎に締結国間の交渉によって定められている。ただし、国際的な共通ルールとしては、非特惠に関してWTO原産地規則協定が存在するが、特惠については附属書IIにおいて法的拘束力のない宣言を合意するに留まっている。これは、WTOウルグアイラウンド交渉において、特惠も含めた原産地規則の調和化を日本が提案したが、既に地域貿易協定を進展させていた欧州の同意を得られず、非特惠のみを対象とする協定を作成する妥協案が1990年のGATT閣僚会議で採択されたという経緯による。（Brenton&Imagawa, 2005）また、税関手続の国際標準を定める改正京都規約の個別附属書Kには、特惠・非特惠全てを対象に、実質的変更基準などについての標準規定と勧告規定が置かれているが、原産地規則の詳細は各国に委ねられている。

*10) 日EU・EPA第3・3条の例。

*11) 原産材料とは、ある製品を生産するための材料で生産国の原産品であるもの。

*12) 品目別規則とは、品目毎にそれぞれ設定されている実質的変更基準をまとめたものであり、各EPA協定の附属書等で定められている。

*13) ただし、いずれの基準についても、以下の点に注意が必要だろう。①については、実行関税率表は5年に1度改正が行われるのに対し、EPAにおける品目別規則はEPA締結交渉時の実行関税率表に基づいて作成されていることから、EPA特惠税率適用時のHS番号と品目別規則のHS番号が異なりうる。②については生産工程に無関係な賃金や為替レートにより原産性の結果が左右されうる。③については「技術革新に規則の変更が追いつかない場合には、逆に新技術による生産工程が原産資格の取得の妨害となりうる」（今川・松本 2019, p.96）ことが考えられる。

*14) The Harmonized Commodity Description and Coding System (HS)とは、WCOによって開発された国際的な共通の品目表である。（WCO, n.d.）

*15) このほか、北米自由貿易協定（NAFTA）など統計細分の分類変更（change of items）を採用するものもある。

*16) デミニミス規定は、「生産に使用した非原産材料がごく僅かであるにもかかわらず、当該非原産材料の使用が原因で品目別規則を満たさない場合に、その使用の事実を原産性審査の対象から外することができる」という規定。

*17) すなわち、自国の原産品は自国の原産品であり、相手国の原産品も自国の原産品と考えるが、相手国での生産行為は考慮しない。

累積（モノと生産行為の累積）*18という。これらによって、本来であれば原産地基準を満たさない場合でも原産地基準を満たすことが可能となり、締約国相互において貿易の促進・拡大につながると考えられている。

2.3 原産地手続

次に、原産地規則を構成する「原産地手続」とは、輸入国においてEPA税率を適用するために必要となる手続きのことである。輸入国税関に対し、ある製品が原産資格を有することの証明を行う手続きとしては、図表2の3つの制度のいずれかがEPA毎に採用または併用されている*19。

図表2

ア	第三者証明制度	輸出者が輸出国の発給当局に申請し取得した原産地証明書を輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関に当該証明書を提出する制度。日本が締結したCPTPP、日EU、日米以外のEPAで採用されている。
イ	認定輸出者による自己証明制度	輸出国の発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載し、輸入者が当該書類を輸入国税関に提出する制度。日スイス、日ペルー、日メキシコで採用されている。
ウ	自己申告制度	輸入者、輸出者、又は生産者が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の原産品申告書を輸入国税関に提出する制度。輸入申告時に原産品申告書のほか原産品であることを明らかにする書類の提出が必要になることがある。日豪、CPTPP、日EU及び日米で採用されている。

このように、実体規定、手続規定ともに原産地規則には特有の考え方があるが、EPAの利用とその課題を分析する上で、これらをあらかじめ把握しておくことは不可欠である。

3 EPA利用率の決定要因

3.1 EPA利用率の決定要因

協定により又は品目によりEPAの利用率には偏りがあるが、本稿の目的は、なぜそうした偏りが生じているのか、その原因を分析することである。企業がEPAを利用する主な目的は関税負担の軽減であるが、一方で協定毎・品目毎の原産地規則や証明手続を熟知する手間、原産地基準を満たすための調達先変更コス

ト、税関への証明コスト、書類保存の負担、事後確認への対応コストなどが伴うため、コストがベネフィットを上回る場合にはEPAが利用されない可能性が高い。

これらの要因がEPAの利用率に及ぼす影響を定量的に明らかにしようとした実証研究はこれまで数多く存在しており、以下、そのいくつかについて紹介する（なお、EPA利用率の考え方についてはコラム参照）。

3.2 原産地規則の厳格性とEPA利用率(1) ~原産地規則指標の誕生~

関税マージンが大きければ当然ながらEPA利用のインセンティブが大きくなるが、それと並んで、原産地規則が満たしやすいものかどうかは、企業の意思決定に大きな影響を与えることが明らかになっている。

例えば、Estevadeordal&Suominen (2004)、Cadot, Carrere, Melo&Tumurchudur (2006)、Harris (2007)、Kim & Cho (2010)、Bombarda&Gamberoni (2013)、Hayakawa, Kim, & Lee (2014)、中岡 (2017) は、原産地規則の厳格性を数値化し、被説明変数に品目毎のFTA/EPA利用率、説明変数に関税マージン、取引サイズ、原産地規則、制御変数に一人当たりGDP、国家間距離などを採用し回帰分析を行っている。その結果、関税マージンと取引サイズが大きいほどFTA/EPA利用率が押し上げられる一方、原産地規則が厳しくなるほどFTA/EPA利用率が押し下げられることを実証している。

上記研究の基礎となったのは、Estevadeordal (2000) である。Estevadeordal (2000) はNAFTAの原産地規則の厳格性を数値で計るため、世界初の原産地規則指標を開発した。この初期の指標は非常にシンプルなもので、原産地基準のうち最も一般的に使用される、関税分類変更基準の「項の変更」をレベル4とし、それを中間点として、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準をレベル1から7までに振り分けている。この指標を用いて、Estevadeordal&Suominen (2004) は、155カ国の貿易データから、FTAの原産

*18) すなわち、自国の原産品は締約域内の原産品であり、相手国の原産品も締約域内の原産品と考え、さらに自国の生産行為も相手国の生産行為も締約域内の生産行為として考慮する。

*19) このほか、原産品が原産国から輸入国に輸送されるまでの間に原産資格を失っていないかを判断する「積送基準」を満たすことを輸入国税関に証明する必要がある。積送基準は、貨物が原産国から直送されるか、第三国を経由する場合であっても、第三国で積卸し、蔵置などの一定の認められた作業のみが行われたことを特恵適用の条件とするものである。加えて、通関後に輸入国税関から輸入者等へ質問・検査が行われる「事後確認」の手続がある。

EPA利用率の考え方

EPA利用率の定義には様々な考え方がある*22。例えば、Hayakawa, Urata and Yoshimi (2019) は、EPA利用率の算出方法として、「輸入総額（全品目）を分母とし、実際のEPA利用額を分子とするもの」及び「EPA税率が最恵国待遇（MFN）税率より低い品目の輸入額を分母とし、実際のEPA利用額を分子とするもの」の2種類を提示している。後者については、(1) EPA税率とMFN税率がともに従価税かつEPA税率<MFN税率である品目及び(2) MFN税率が従量税かつEPA税率が従価税である品目と定義している（※EPAもMFNも従量税のケースは特定困難であるとして除外している）。

一方、前者については、輸入総額を分母とすると、もともと関税無税の品目まで分母に算入され、利用率が過度に低くなり利用実態が見えにくくなる。したがってEPA利用可能品目の輸入額を分母として利用率を算出するのが適当であると考えられる。

また、貿易される商品別（品目別）のEPA利用率算出にあたっては、当然ながらEPA利用可能品目に限定してEPA利用輸入額／総輸入額が一般に用いられている。例えば、Hayakawa, Kim, & Lee (2014) は、韓国の輸入統計10桁レベルにおいて、MFN無税又はMFNとEPAが同税率の品目を除外した上で品

目毎の利用率を算出している。

さらに、同じ貿易相手国かつ同じ品目に対して設定されたEPAでも、利用率は協定によって大きな差異がある。具体的な例として、ベトナムから日本への輸入におけるEPA利用のうち、混合ジュースの一部（輸入統計品目番号2009.90-121）について見てみる。ベトナムからの同品目の輸入は、日・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）*23、日ベトナムEPA、CPTPPの3つの協定が利用可能であるが、実際には日ベトナムEPAに利用が集中している*24。これは、同品目のMFN税率がWTO協定で譲許された19.1%であるところ、日ベトナムEPAは無税であり*25、3つの協定の中で最も関税マージンが大きいためと考えられる。一方、同じベトナムからの輸入における、さけの調製品の一部（輸入統計品目番号1604.11-010）では、上記3つの協定が全て無税であるにも関わらず、CPTPPが積極的に利用されている。これは、CPTPPのみ原産地規則が緩和されており、材料の「さけ」について締約国域外の非原産材料を使用しても、最終産品である調製品への加工を締約国域内で行っていれば、EPA税率が利用可能であることに起因すると考えられる*26。

地規則が貿易額に与えるマイナスの影響を重力モデル*20により実証している*21。しかしながら、世界に網の目のように張り巡らされ増加し続ける地域貿易協定の様々なルールについて、Estevadeordal (2000) の単純な指標を当てはめるには限界があったため、同指標を発展させたり独自の指標を開発したりする後続研究が多数生まれた。

3.3 原産地規則の厳格性とEPA利用率(2) ~その後の分析手法の発展~

Cadot, Carrere, Melo&Tumurchudur (2006) は、Estevadeordal (2000) の原産地規則指標を発展させ、NAFTA原産地規則及び汎欧州原産地規則*27のFTA利用率に対する影響を分析し、厳格な原産地規則がFTAの利用率を引き下げることを実証した。Kim & Cho (2010) も同様に、Estevadeordal (2000) の原産地規則指標を発展させ、韓国チリFTA等韓国が締結する4つのFTAの貿易データを用いて、

*20) 貿易額は両国のGDPに比例し、距離に反比例するという理論。

*21) ただし、同モデルではFTAの関税マージンが考慮されておらず、また、貿易額はFTA利用分と非利用分に区別されていない。

*22) 全品目の総輸入額を分母とするもの等がある（高橋、2016）。一般特惠税率とEPAが競合するものや、輸入統計9桁品目の一部だけが譲許されている品目、EPA関税割当が設定されている品目を算入するか否かも論点となりうる。

*23) 日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、インドネシア、フィリピン間の地域貿易協定。2008年署名、2010年全締約国間で発効。

*24) 財務省貿易統計、経済連携協定別時系列表を参照。https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm

*25) 実行関税率表を参照。https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm

*26) その他の違いとして、AJCEP及び日ベトナム協定が商工会議所等による第三者証明を採用しているのに対し、CPTPPは完全自己証明を採用している。ただし、最長10年、権限ある当局が発給する原産地証明書を自己申告書の代わりに使用できる規定をベトナムのみ通報しているため（第3章附属書3-A）、実質的には第三者証明と大きく変わらない。また、ベトナム及びアセアン協定は1証明書で1回限りの輸入に有効であるのに対し、CPTPPは、12か月以内に輸入する同一貨物について複数回有効である。さらに、日ベトナム協定は2国間のみ、AJCEPは各締約国の原産品の累積が可能であるのに対し、CPTPPは域内の生産行為の全てが合算可能（域内完全累積）であり、原産地基準を満たしやすい。

*27) 1994年、EUは各国と締結していたFTAの原産地規則を統一し、締約国間で対角累積を許容する「汎欧州原産地累積制度」を創設した。2005年にはこれを地中海諸国にも拡大し、新たに「汎欧州地中海原産地累積制度」を創設するとともに、各FTAの原産地規則を共通の「汎欧州地中海原産地規則」に置き換えていった。重層化、複雑化する原産地規則の調和化の典型的な事例として注目される。詳しくは平（2019）参照。

原産地規則の厳格性、関税削減率及びFTA利用1件あたりの平均貿易額がFTA利用率に与える影響を分析し、より厳格な原産地規則がFTAの利用率を引き下げることを実証している。Hayakawa, Kim, & Lee (2014) も、Estevadeordal (2000) を修正した指標を用いて原産地規則を7段階で数値化し、韓国の輸入統計(10桁の統計品目別)を用いて、原産地規則の厳格性、関税マージン及びFTAを利用した輸入1件あたりの各品目の平均貿易額が、韓国ASEAN・FTA(KAFTA)の利用率に与える影響を分析している。その結果、同3つの説明変数のうち、「輸入1件あたりの平均貿易額」が最もFTA利用率に正の影響を与えること及び原産地規則の厳格性が1段階上がる毎に、FTA利用率が約1~3%引き下げられることを明らかにした。

類似の手法を用い、対象を絞った精緻な分析を行ったものとしては、中岡(2017)がある。これは、日本の13のEPAについて、紡織用繊維及びその製品(HS第11部)を対象を限定し、Harris(2007)の指標を元に原産地規則の厳格性を16段階で数値化し、原産地規則がEPA利用率に与える影響を分析したものである。品目毎の関税マージン、輸入額、原産地規則の厳格性を説明変数とし、一人あたりGDP、国家間の距離、中間財と最終財の別をコントロール変数として投入した。その結果、原産地規則の厳格性が1段階上昇する毎に5%EPA利用率が押し下げられることを報告している*28。

これら多くの研究は、EPA利用促進のための政策提言として、原産地規則の「緩和」及び「調和化」を挙げている。大幅な「緩和」は国内産業保護や迂回輸入による関税回避を防止する観点から容易ではないと考えられるが、「調和化」については、EPAが広域化し、既存の2国間EPAについても広域EPAの規則に合わせた再交渉が将来的にできれば、汎欧州の例に見られるように、ルールを取込める可能性もあろう。この点、複数のFTAの原産地規則を調和化させることが、FTA利用促進に寄与することを実証した研究

がある。Hayakawa & Laksanapanyakul (2017) は、タイの輸出通関個票を用いて、AJCEPを含む6つの「ASEAN+1」FTAにおける共通の原産地規則が、2011年のタイからの輸出におけるASEAN-Korea及びASEAN-China FTAの利用率に与える影響を分析し、原産地規則の調和化がFTA利用コストを削減させることを実証している。ただし、コスト削減の程度は原産地基準の類型により異なるとしており、特に、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制ルールへの調和化は、複数のFTA枠組の利用率に正の影響を与えることを示した。

一方、Hayakawa, Kim and Yoshimi (2017) は、ASEAN-Korea FTAの利用率に対する原産地規則の影響を別の角度から分析している。具体的には、輸出国と輸入国(韓国)の為替レートが変化した場合に、原産地規則のうち付加価値基準が実質的に変化することでFTA利用率が変化することを示している。原産地規則における付加価値基準の控除方式は、FOB*29輸出価額分の(輸出価額-非原産材料(原則CIF*30))が一定割合以上であることを要求しているところ、同じ金額で非原産材料を第三国から仕入れても、輸出国側の通貨が韓国ウォンに比して安くなれば最終輸出額が現地通貨計算では大きくなるために、実質的に原産地規則が緩和されることとなるというものである。この研究から、原産地基準のうち付加価値基準については、為替の変化に対しては不安定であり、利用者にとっての予見可能性が低いとも言える。もちろん、為替以外にも原材料や最終製品の価格は日々の市場における需要と供給の変化により絶えず変動のリスクにさらされており、為替リスクはその一つに過ぎない。一方で、付加価値基準を用いる場合は、関税分類変更基準のような原材料の品目分類を特定する作業が不要であり利用し易いとも考えられる。

3.4 累積制度とEPA利用率

さらに興味深いのは、Hayakawa (2014) が原産地規則のうち累積制度の効果を導出していることである。

*28) なお、水尾(2019)では、EPAのみならず一般特惠制度の原産地規則にも同様の効果があるか否かについて検証している。同研究では、Cadot, Carrere, Melo&Tumurchudur (2006)の原産地規則指標をもとに一般特惠制度の一般規則及び品目別規則を7段階に数値化し、97か国・地域からの2013~2016年の日本の輸入統計を用いて回帰分析したところ、1%の関税マージンは特惠利用輸入額3.2%の増加をもたらす、原産地規則の1段階上昇は特惠利用輸入額を19.2%押し下げることが示された。

*29) FOB(Free on Board=本船渡し)価格とは、インコタームズ(国際貿易取引条件)の一つで、輸出港で買い手(輸入者)の指定する船舶に貨物を積み込むことによって契約が終了する場合の価格であり、運賃および保険料を含まない。

*30) CIF(Cost Insurance and Freight=運賃保険料込み条件)価格とは、FOB価格に運賃・保険料を加えた価格である。

タイから日本への輸出における品目毎のAJCEP利用額/JTEPA利用額を被説明変数とし、説明変数に両協定の品目毎の関税マージンの差、原産地規則の厳格性の差を用い、導き出される定数項が主に累積制度の違いを示していると解釈している。その結果、AJCEPの累積制度に約4%の貿易創出効果があるとの見解を示した。類似の研究としては、Bombarda&Gamberoni (2013) が、Cadot, Carrere, Melo&Tumurchudur (2006) の原産地規則指標を用いて、累積制度が原産地規則の貿易に対するマイナスの影響を緩和することを実証している。さらに、このような累積制度の重要性を提言する研究として、早川 (2018) は、在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (JETRO) から入手した2010年から2013年における、在ASEAN日系現地法人（製造業）に関する情報を用いて、FTA利用が生産ネットワークを局所化し、現地調達率上昇及びそのためのコスト上昇をもたらすと分析している。具体的には、現地法人毎の現地調達率を被説明変数、FTA利用ダミーを説明変数に用いて係数が有意に正であることを示している。この結果から、FTA利用が生産ネットワークに与える負の影響を解消・軽減するには、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)^{*31}のように多くのメンバー国により構成されるメガFTAを構築し、累積規定を設けることが重要であると提言している。

3.5 様々なコストとEPA利用率

このほか、Hayakawa, Laksanapanyakul and Urata (2016) は、原産地規則を含むFTA利用コストを算出している。同研究では、2008年のタイの輸入通関個票を用いて、原産地証明書の発給手数料や原産地規則充足のための原材料調達先変更コストなどを計測したところ、中国からタイへの輸入におけるFTA利用の年間コストの中央値は、1企業あたり約2000米ドル、オーストラリアからは約300米ドル、日本からは約1000米ドルであると結論づけた。このコストの計測方法は、生産性の高い輸出者ほど年間輸出額が大きく、FTA利用により節減可能な関税額が大きいためFTA利用率が高い傾向があることに着目して

いる。関税削減額がFTAコストと同額になるカットオフポイントが存在すると仮定し、タイの輸入統計細分8桁毎に、1企業が1年間に輸入するMFN輸入額の最大値とFTA利用輸入額の最小値の平均から当該カットオフポイントを見出し、その金額に関税マージン (%) を掛けることで関税削減幅の閾値 (すなわちFTA利用コスト) を計算している。同様に、Hayakawa, Jinji, Matsuura and Yoshimi (2019) は、2012年から2016年における、スイス、チリ、インドネシア、インド、メキシコ、ペルーからの日本の輸入貿易統計を用いて、Demidova and Krishna (2008) のモデルによりEPA利用コストを算出した。その結果、原産地規則を満たすための調達先変更コストが約2%であり、証明書取得コストを含むトータルコストが製品1ユニット当たり生産コストの約4~8%であると報告している。当該EPA利用コストのうち、原産地規則の変更は国家間の再交渉を伴うため速やかな低減は困難であり、それ以外の (各国独自の) 固定費用を低下させることがEPA利用率向上の方策であると示唆している。

3.6 関税マージンとEPA利用率

関税マージンとEPA利用率の関係について踏み込んだ最新の研究としては、Hayakawa, Urata and Yoshimi (2019) がある。これは、相手国との間に競合するEPAが複数存在する場合に、同じ品目に対する一方のEPAの関税率が、他方のEPAの利用率に影響を与えることを実証したものである。具体的には、2012年から2015年における、AJCEP及び二国間EPA (マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム協定) 相手国からの日本の輸入貿易統計を用いて、品目毎の各EPA利用率を被説明変数とし、AJCEP及び二国間EPAの関税率と輸入総額を説明変数として回帰分析を行っている。その結果、AJCEPはAJCEP自身の関税率が高いほどAJCEP利用率が下がると同時に、代替手段である二国間EPAの関税率が高いほどAJCEP利用率が有意に上昇した。同様に、各二国間EPAについても代替手段となるAJCEPの関税率が、二国間EPAの利用率に影響を与えることが示されている。

*31) 東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership) の略。ASEAN10か国+6か国 (日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド) が交渉に参加する広域経済連携 (経済産業省, 2020)。

なお、財務総合政策研究所において、2019年2月に発効した日EU・EPA^{*32}の利用率に関税マージンがどの程度影響を与えているかについて、財務省貿易統計（普通貿易統計及び経済連携協定別時系列表）及び実行関税率表を基に、パネルデータを作成し回帰分析を行ったところ、関税率1%分の引き下げにより、日EU・EPA利用率が0.4%程度上昇することが有意に示された。関税マージン増に対する利用率の上昇幅がやや小さいのは、一定数の企業は関税マージンの大小に関わらずEPAを利用する又は全く利用しないという選択をするためであると推測される^{*33}。

4 まとめ

米中貿易摩擦の最中に発生した新型コロナウイルス感染拡大とその長期化という試練に直面するグローバル・サプライチェーン。貿易分断の危機を脱し、国際経済活動の正常化に向けて、自由貿易体制の維持・発展に努めていくことが求められる。自由貿易の推進においては、WTO交渉に代わってCPTPPや日EU・EPAといった広域・多国間のEPAが進展する現在、EPA利用率に影響を及ぼす要因について多面的に把握することは、行政及び利用企業双方に有益であると考えられる。本稿では、特に関税削減と原産地規則に焦点を当て、学術界の先端的な実証研究を紹介した。企業がEPAを利用する主な動機は輸入関税の負担軽減であるが、原産地基準を満たすための材料調達先の変更や税関への証明手続きが伴うため、これらコストとベネフィットを天秤にかけてEPA利用が判断されることとなる。EPAの利便性向上のため、協定毎に異なる原産地規則の「調和化」を提言する研究が複数存在するところ、EUでは既存FTAに共通の「汎欧州地中海原産地規則」が導入され、原産地規則の重層化の解消に示唆を与えている。今後も手続面の改善やHSバージョンのアップデート^{*34}を含め、輸出入の両局面において、発効済EPAの利活用促進を図っていくことが重要であろう。

参考文献

Bombarda, P., & Gamberoni, E. (2013). Firm Heterogeneity, Rules of Origin, and Rules of Cumulation. *International Economic Review*, 54 (1), 307-328.

Brenton, P., & Manchin, M. (2003). Making EU Trade Agreements Work: The Role of Rules of Origin. *World Economy*, 26 (5), 755-769.

Cadot, O., Carrere, C., De Melo, J., & Tumurhudur, B. (2006). Product-Specific Rules of Origin in EU and US Preferential Trading Arrangements: An Assessment. *World Trade Review*, 5 (2), 199-224.

Estevadeordal, A. (2000). Negotiating Preferential Market Access: The Case of the North American Free Trade Agreement. *Journal of World Trade*, 34 (1), 141-166.

Estevadeordal, A. & K. Suominen. (2004). Rules of Origin: A World Map and Trade Effects, Paper prepared for the Seventh Annual Conference on Global Economic Analysis: Trade, Poverty, and the Environment https://www.researchgate.net/publication/228798990_Rules_of_Origin_A_World_Map_and_Trade_Effects

Hakobyan, S. (2016). Accounting for Underutilization of Trade Preference Programs: The US Generalized System of Preferences. *Canadian Journal of Economics*, 48 (2), 408-436.

Harris, J. (2007). Measurement and Determination of Rules of Origin in Preferential Trade Agreements (PTA'S), University of Maryland, College Park.

Hayakawa, Jinji, Matsuura and Yoshimi (2019). Costs of Utilizing Regional Trade Agreements. RIETI Discussion Paper Series 19-E-054.

Hayakawa, K., Kim, H., & Lee, H. (2014). Determinants on Utilization of the Korea-ASEAN Free Trade Agreement: Margin Effect, Scale Effect, and ROO Effect. *World Trade Review*, 13 (3), 499-515.

Hayakawa, K., Kim, H., & Yoshimi, T. (2017). Exchange Rate and Utilization of Free Trade Agreements: Focus on Rules of Origin. *Journal of International Money and Finance*, 7593-108. doi: <http://dx.doi.org/10.1016/j.jimonfin.2017.05.002>

Hayakawa & Laksanapanyakul (2017). Impacts of common rules of origin on FTA utilization. *International Economics and Economic Policy*, vol. 14, issue 1, No 5, 75-90

Hayakawa, Laksanapanyakul & Urata (2016). Measuring the costs of FTA utilization: evidence from transaction-level import data of Thailand. *Review of World Economics*, 152 (3), 559-575.

Hayakawa, Urata & Yoshimi (2019). Choosing between multiple regional trade agreements: Evidence from Japan's imports. *Review of International Economics*, Volume 27, Issue 2, 578-593

Kim, H. & Cho, M. (2010). Impact of Rules of Origin on FTA Utilization in Korean FTAs, KIEP Working Paper 10-08.

Nakaoka, M. (2017). Empirical analysis on Rules of Origin Restrictiveness under Regional Trade Agreement, Paper prepared for the 76th Annual Meeting of The Japan Society of International Economics. https://www.jsie.jp/Annual_Meeting/2017f_Nihon_Univ/pdf/paper/09-3p.pdf

Mizuo, Y. (2019). Impact of rules of origin on market access in Japan for developing countries under Generalized

*32) 財務省関税局と日本関税協会が共同で実施したEPA利用にかかるアンケート結果（11月1日発表）によると、日本が締結する18のEPAのうち、日本への輸入において最も多くの企業が「利用している」と回答したのが「日EU・EPA」である。日EU・EPAは、2019年2月の発効から間もないにも関わらず、積極的に活用されていることが伺える。https://www.kanzei.or.jp/sites/default/files/pdfs/aeo/20191101_EPA_SURVEY.pdf

*33) 同分析の詳細については、近日中に財務総合政策研究所HPに公表を予定している。貿易統計は、日EU・EPAが発効した2019年2月から同年12月の月次データを用いた。関税マージンは従価税のみを利用。

*34) HS品目表は5年に1度改正されているが、EPAは条約締結年のHSバージョンのままとなっており、第三者証明制度の場合は輸入国税関に提出する原産地証明書上のHSコードはEPA締結年のものとされていることが、EPA利用を煩雑にしているとの指摘がある（助川, 2017）。

System of Preferences (GSP) , World Customs Journal vol. 13, no. 1. [https://worldcustomsjournal.org/Archives/Volume%2013%2C%20Number%201%20\(Mar%202019\)/1877%2001%20WCJ%20v13n1%20Mizuo.pdf?_t=1563333690](https://worldcustomsjournal.org/Archives/Volume%2013%2C%20Number%201%20(Mar%202019)/1877%2001%20WCJ%20v13n1%20Mizuo.pdf?_t=1563333690)

Brenton, P & Imagawa, H. (2005) . Rules of Origin, Trade, and Customs. In Luc De Wulf and Jose B. Sokol (eds.) , Customs Modernization Handbook (pp. 183-214) , World Bank

今川博・松本敬（2019）『メガEPA原産地規則自己申告制度に備えて』日本関税協会

助川成也（2017）「在ASEAN日系企業のFTA利用動向と課題」
https://kokushikan.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=13792&item_no=1&attribute_id=189&file_no=1&page_id=13&block_id=21

平覚（2019）平成 29 年度～平成 30 年度大阪税関との包括連携協定に基づく共同研究報告書「グローバル・サプライ・チェーン下におけるFTA 特恵原産地規則の課題」https://www.customs.go.jp/osaka/news/news_pdf/kenkyuuseikahoukokusyo_20190820.pdf

高橋俊樹（2016）「東アジアの貿易におけるFTA利用状況～利用できる品目が限られるAJCEPによる輸出～」国際貿易と投資 Spring 2016/No.103

早川和伸（2018）「生産ネットワークと日系現地法人によるFTA利用」財務省財務総合政策研究所フィナンシャル・レビュー浦田秀次郎早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授責任編集『東アジアの生産ネットワークと経済成長』平成 30 年第3号（通巻第 135号）https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r135/r135_07.pdf